（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条　［略］

［2～8　略］

9　信託会社は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二　暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三　業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

四　信託会社が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

10　信託会社は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産、電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講じるものとする。

11・12　［略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条　法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　信託会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2)　略

(3)　信託勘定有価証券残高（(5)に掲げる事項を除く。）

(4)　信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高

(5)　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高

(6)　［略］

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条　［同上］

［2～8　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

9・10　［同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　信託勘定有価証券残高

［加える。］

［加える。］

(4)　［同上］